

国が示す第3期障害児福祉計画に係る基本指針について

種別	国方針（※）	【参考】 本市の考え方
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	【2期までの考え方】 平成30年度に実施した「障害のある児童に係る実態把握」の調査結果等を元に、第1期障害児福祉計画の計画期間である令和2年度までの各サービスの必要量を設定するとともに、令和元年度に策定した「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（計画期間：令和2年度から令和6年度）との関係から令和8年度までの必要量を設定済み。 なお、必要量の見込みについては、障害児福祉計画及び京都市はぐくみプランの見直しのタイミングに合わせ、適宜見直しを行う。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。	【3期の考え方】 ・計画期間について、令和6年度～令和11年度までの6年間とする。 ・サービスの必要量については、2期までの考え方を踏まえつつ、現在算定中であり、公表中の令和6年度～令和8年度の再設定含め、検討する。
障害児入所施設（医療型、福祉型）	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。	
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。	医療的ケア児等地域支援コーディネーターを市内全域に配置する。

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための 基本的な方針 別表第一